

(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所

「グループホーム桜野」運営規程

(運営規程設置の主旨と事業の目的)

第1条 社会医療法人恵生会が開設する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所「グループホーム桜野」(以下「当事業所」という。)が行う(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症のある要介護(要支援)者＝生活の主体(当該認知症により著しい精神状態を呈する者や著しい行動障害がある者及び認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、家族的な環境のもとで個人の尊厳とQOL(生活の質)を保ちながら「穏やかで安らぎのある暮らし」「自立した生活」を共同で営むことができるよう、当事業所の介護従事者＝生活のパートナーが援助することを目的とする。

(当事業所の名称及び所在地等)

第2条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | (介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所
「グループホーム桜野」 |
| (2) 開設年月日 | 平成16年5月1日 |
| (3) 所在地 | 栃木県さくら市櫻野1297番地3
電話番号 028-682-1820
FAX番号 028-682-1853 |
| (4) 管理者 | 大森 有益 |

(運営の方針)

第3条 当事業所は、認知症によって自立した生活が困難になった要介護(要支援)者に対し、住み慣れた地域、家庭的な環境のなかで個人の尊厳とQOL(生活の質)を保ちながら、「穏やかで安らぎのある暮らし」「自立した生活」を共同で営むことができる、居心地のよいオープンなグループホームを目指しています。

【具体的目標】

- (1) 家庭的であたたかな雰囲気
- (2) その人らしい生き方の尊重
- (3) 利用者・家族・地域にオープンに

【行動目標】

- 「ゆっくり」「一緒に」「楽しく」
- 「昔を知る」「今を知る」「心を知る」
- 「自由」「信頼」「連携」

(職員の種類・人員及び職務内容)

第4条 当事業所に勤務する職種・人員及び職務内容は以下のとおりとする。

(必置職については、法令の定めるところによる。)

(1) 管理者 1名

管理者は当事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、利用者の心身の状況や希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標やその目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、苦情等の受付・処理にあたる。

(3) 介護従事者 13名以上

①介護従事者は、利用者が安心してその人らしい暮らしが継続できるよう、日常生活の援助・相談などのサービスを提供する。

②介護従事者は、利用者の入退居に際し、利用者及び家族の希望を踏まえた上で入退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、入退居に必要な援助を行う。

③介護従事者は、利用者の退居に際して、利用者及び家族に対し適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(職員の質の確保)

第5条 1 当事業所は、介護従事者の資質向上のため、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(利用定員)

第6条 当事業所の定員は18名とする。

(入居基準)

第7条 入居申込者の入居に際しては、次の各号に適合することを基準とする。

(1) 要支援2・要介護1～5の被認定者であり、かつ認知症の状態であること。

(2) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(3) 自傷他害の恐れがないこと。

(4) 医療機関において常時治療する必要がないこと。

(入居に当たっての留意事項)

- 第8条 1 利用者本人がグループホームについて十分に理解することは困難であっても、当事業所を気に入っていただけること。本人の意思決定能力に欠ける場合には、家族や利用者代理人が当事業所の運営方針やケア体制について理解・納得していること。
- 2 少人数による共同生活を営むための最低限の約束事は以下のとおりとする。
- (1) 利用者は、外出(短時間のものは除く。)または外泊しようとする時は、指定用紙で届出する。
 - (2) 騒音等、ほかの利用者や近所に迷惑となる行為は慎む。
 - (3) 指定場所以外で火気を用いることは禁止する。
 - (4) 入居に当たって使い慣れた家具や衣類を持参する。

(サービスの内容)

- 第9条 利用者に対して、計画作成担当者が利用者の心身の状況や生活歴を考慮して作成した介護計画に基づき、次の各項のケアサービスを提供する。
- (1) 一人ひとりのリズムやペースを支えるケア。
 - (2) ストレスを緩和し不安や混乱を予防するケア。
 - (3) 秘めている力を生かし暮らしの自立を目指すケア。
 - (4) 深いコミュニケーションと自己決定を生み出すケア。
 - (5) 個性を見出し自信と自立を高めるケア。
 - (6) 家庭の暮らしの豊かさを生かした生活リハビリ。
 - (7) 自尊心を守り支えるケア。
 - (8) 利用者同士・家族・地域との関係を生かしたケア。
 - (9) 看取り介護支援については、本人や家族の要望に対応できる範囲での協同ケア。

(利用料その他の費用)

- 第10条 1 法定代理受領サービスに該当する利用者には、その利用者から利用料の一部として地域密着型介護(予防)サービス費用基準額から当事業所に支払われる地域密着型介護(予防)サービス費を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領サービスに該当しない利用者には、その利用者から支払いを受ける利用料の額と地域密着型介護(予防)サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 その他の費用

	1日あたりの 自己負担額	1か月(30日)の 自己負担額
家賃	日割計算の場合 1,000円	月額 30,000円
光熱水費	600円	18,000円
日用消耗品費	100円	3,000円
食費 (朝食) (昼食) (夕食) (おやつ)	1,600円 (400円) (500円) (600円) (100円)	48,000円
持込家電	1点につき、1日50円(テレビ、冷蔵庫、電気ポット、電気毛布、電動ベッド等)	

※ 日用消耗品とは、ボディーソープ、リンスインシャンプー、洗濯洗剤、柔軟剤、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、トイレtpペーパー、ごみ袋等とする。

※ 医療費、おむつ代、理美容代、行事の経費、レクリエーション等の材料費等、日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められるその他の費用は実費にて徴収する。

※ 月の途中での入退居、入院・外泊等による不在時は、日割計算とする。

※ 居室の使用状況により、退居時に修繕費を精算させていただく場合がある。

(非常災害対策等)

- 第11条 1 防災設備 火災探知器、スプリンクラー(各居室・廊下・事務室)
消火器、火災受信機、非常用放送設備、火災通報装置
- 2 防災訓練 年2回、利用者・職員が共同で訓練を実施する。
また、実施時の記録を保管する。

(緊急時の対応等)

第12条 緊急の場合には、「利用契約書」に記入していただいた連絡先に連絡する。

(利用者の病状が急変した場合は、連絡が救急外来受診後になることがある。)

(1) 利用者急変時

【日中の場合】

看護師が状況を判断し、利用者のかかりつけ医に相談する。

【夜間の場合】

夜勤者は、看護師または管理者に連絡し、あわせて家族に連絡する。(家族には一度当事業所に来ていただく。) また、翌日の日勤者に連絡し、当事業所に待機させる。

(2) 災害発生時

【日中の場合】

当事業所内で初期対応するとともに、通報係は関係機関や当事業所の緊急連絡網で全職員に連絡する。誘導係は、利用者を安全な場所へ避難させる。

【夜間の場合】

夜勤者は、初期対応と同時に消防機関に連絡する。必要時には、利用者を避難誘導し、近隣に応援を依頼する。緊急連絡網で全職員に至急動員体制をとる。

(3) 行方不明時

【日中の場合】

日勤者で初期対応し、見つからない場合は緊急連絡網で全職員の動員体制をとるとともに、家族の了解を得て警察に連絡する。

【夜間の場合】

夜勤者は、事業所内を探しても見つからない場合には、緊急連絡網で全職員に動員体制をとるとともに、家族の了解を得て警察に連絡する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 1 当事業所では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体の拘束等)

- 第14条 1 当事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等 緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当ホームの身体拘束廃止のための指針に沿って、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
- 2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

- 第15条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護従事者に周知徹底を図る。
 - 2 虐待防止のための指針を整備する。
 - 3 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理等)

- 第16条 感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 1 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従事者に周知徹底を図る。
 - 2 当事業所における感染症及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 3 当事業所において介護従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修ならびに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的開催する。
 - 4 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(他機関・他施設との連携)

第17条 1 協力医療機関の受診

当事業所では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいている。利用者の状態が急変した場合には、速やかな対応を依頼するようにしている。また、協力医療機関やかかりつけ医の受診時には、家族に協力いただくこともある。

協力医療機関

名 称 社会医療法人 恵生会 黒須病院

住 所 栃木県さくら市氏家2650番地

協力歯科医療機関

名 称 塩野歯科医院

住 所 栃木県さくら市櫻野415-1

2 他施設への紹介

当事業所での対応が困難になったり、専門的な対応が必要になったりした場合には、責任を持って他施設を紹介する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 1 当事業所の職員は、業務で知り得た利用者または扶養者若しくはその家族等に関する秘密を正当な理由なしに第三者に漏らしません。

2 職員として業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後も秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 この運営規程に定めのない運営に関する重要事項については、社会医療法人恵生会と当事業所の管理者との協議において定めるものとする。

- 付則
1. この規程は、平成16年5月1日より施行する。
 2. この規程は、平成18年1月16日より一部変更し施行する。
 3. この規程は、平成18年4月1日より一部変更し施行する。
 4. この規定は、平成21年4月1日より一部変更し施行する。
 5. この規定は、平成22年8月16日より一部変更し施行する。
 6. この規程は、平成23年8月16日より一部変更し施行する。
 7. この規程は、平成24年4月1日より一部変更し施行する。
 8. この規定は、平成27年4月1日より一部変更し施行する。
 9. この規程は、平成28年10月16日より一部変更し施行する。
 10. この規程は、平成29年4月1日より一部変更し施行する。
 11. この規程は、平成30年4月1日より一部変更し施行する。
 12. この規程は、平成30年8月1日より一部変更し施行する。
 13. この規程は、令和元年9月16日より一部変更し施行する。
 14. この規程は、令和2年4月1日より一部変更し施行する。
 15. この規程は、令和2年11月1日より一部変更し施行する。
 16. この規程は、令和3年4月1日より一部変更し施行する。
 17. この規程は、令和4年1月1日より一部変更し施行する。
 18. この規程は、令和5年4月1日より一部変更し施行する。
 19. この規定は、令和6年4月1日より一部変更し施行する。